

第5章 計画の推進

第5章 計画の推進

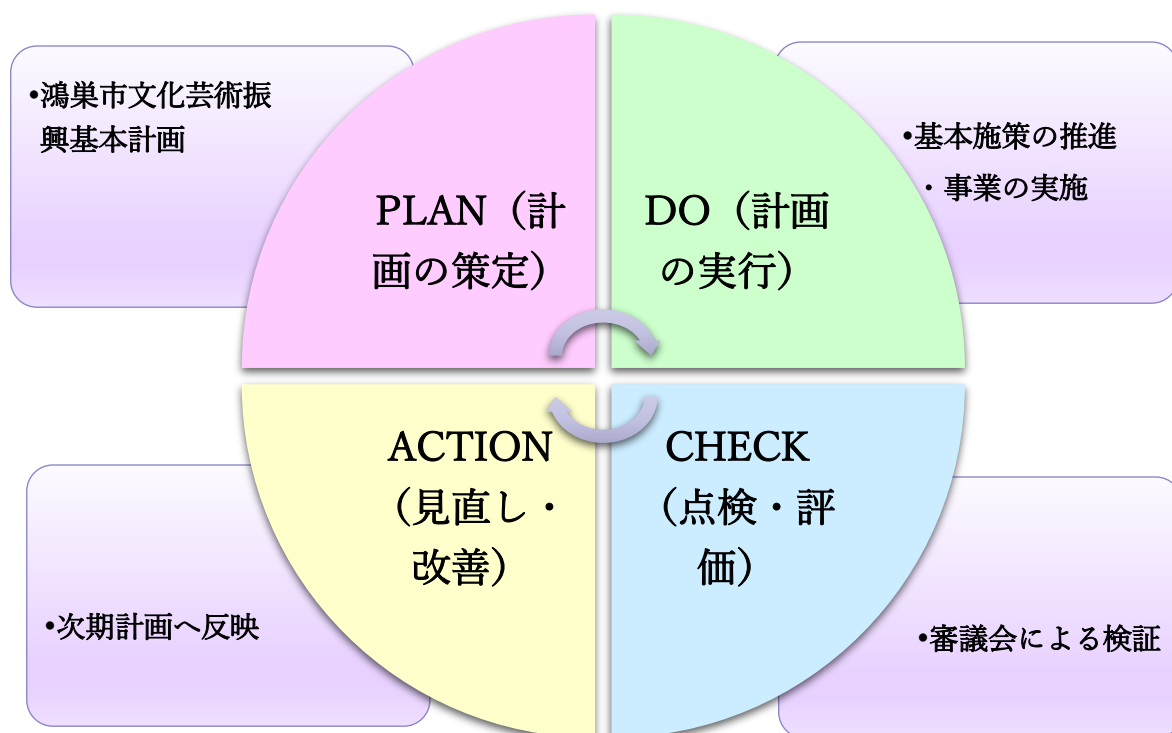
1 計画の推進体制

本計画を着実に推進していくためには、「鴻巣市文化芸術振興基本条例」の趣旨に基づき、「市」、「市民」、「団体等」がそれぞれの責務、役割を果たしていくことが必要です。

市は、文化芸術施策を総合的かつ計画的に推進する立場として、施策立案→財政措置→実行→施策検証というサイクルの継続、活動の拠点となる文化施設の適切な維持管理、文化芸術に関する広報活動、国及び他の地方公共団体との連携等に取り組んでいきます。

市民は、文化芸術の担い手として、多様な文化芸術活動を主体的に行っていくことが求められます。そして、一人ひとりが互いの活動を認め合い、尊重し合い交流を深めていくことによって、地域社会全体の活発化を目指します。

団体等（市内で活動する企業、教育機関、市民団体等）は、新たに活動を始めようとする個人にとって、最も身近な受皿となり得る存在です。地域社会の一員として、各団体の活動に関する情報や技能を確実に継承し、発展させ、持続可能な活動として守り育てていく役割が期待されます。



2 SDGs の取組

計画の推進にあたっては、SDGs を踏まえながら取り組み、持続可能なまちづくりを進めていきます。

本計画に掲げる3つの目標とSDGsの3つの目標はいずれも密接な関係にあると考えており、その理念を踏まえながら各施策の展開を推進していきます。



文化芸術の推進と充実



地域の文化芸術資源の
保全と活用



将来の文化芸術を担う
こどもたちの育成



SDGs（Sustainable Development Goals）は、平成27（2015）年9月に国連サミットにおいて、全会一致で採択された持続可能な社会の構築に向けた計画の中に掲げられた国際社会共通の目標です。社会・経済・環境と人との営みですべてに関わる「17の目標」が設定されています。

17の目標の下には、目標を達成させるための具体的な項目である169のターゲットが設定されています。

3 計画全体の成果指標

本計画の進捗状況を点検、評価するため、達成を目指す目標値を次のとおり設定します。

指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和8年度)
文化・芸術に親しんでいる市民の割合	61.4%	62.9%
市内の指定文化財を知っている市民の割合	60.8%	72.0%

※本市の最上位計画である「第6次鴻巣市総合振興計画」のうち、「施策1-4 市民文化・生涯学習の充実」の「施策を実現する手段」2及び3を引用しています。

また、本計画を実行性のあるものとするために、定期的に計画の進捗状況を確認し、評価と改善を行います。